

久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のとおり公布する。

令和8年9月30日

久喜市教育委員会

教育長 柿 沼 光 夫

久喜市教育委員会告示第22号

久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

別紙のとおり

久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を
改正する告示

久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱（令和元年久喜市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「認定対象者に係る施設等利用給付認定子ども1人あたり月額4,900円」を「子ども・子育て支援交付金の交付について（令和5年9月7日付け成事第481号子ども家庭庁長官通知）別紙の子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙の表実費徴収に係る補足給付を行う事業の項3基準額の欄に掲げる給食費（副食材料費）の基準額」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。